

国際社会における法の支配の意味と意義

——日本の場合——

岩本 誠 吾

The Meaning and Significance of the Rule of Law in the International Community: in the Case of Japan

IWAMOTO Seigo

1. はじめに
 - (1) 問題の所在
 - (2) 概念整理
2. 国際社会における法の支配の使用経緯
 - (1) 人権保障関連での経緯
 - (2) 平和構築・移行期正義関連での経緯
 - (3) 国連の全般的方向性関連での経緯
 - (4) 持続可能な開発関連での経緯
3. 日本外交での位置付け
 - (1) 2013年以前の日本外交
 - (2) 2014年以降の日本外交
4. まとめにかえて
 - (1) 国連・日本による法の支配の位置付け
 - (2) 国際法の階層性
 - (3) 法の支配と人権・民主主義の関係性

1. はじめに

(1) 問題の所在

2023年11月27日に発出された日越共同声明¹⁾で「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序」(37項)の重要性が明記されたように、近年の日本外交では、「法の支配 (the rule of law)」という用語が頻繁に使用されている。それに対置される用語として、「力又は威圧による現状変更の一方向的な試み (any unilateral attempts to change the status quo by force or coercion)」(同声明42項)も多用され、日本は当該行為を強く非難している。

本用語は、誰も、そして、どの国家も、正面から否定し得ない正当な統治原則であると思われるが、抽象的概念であるがゆえに、その意味は曖昧なままである。特に、使われる文脈(国内社会か国際社会か)や本用語の主張者の立場(国内での統治者か被治者か、国際社会での軍事大国か軍事弱小国かまたは先進国か発展途上国か)により、本用語は多義的に使用され解釈される^{めえ}藪的な概念であると言える。

では、「国際社会における法の支配」とは何を意味し、どのような法的・政治的意義があるのか。元来、中央集権化された権力構造を有する国内社会において統治形態を議論する際に用いられた本用語が、主権国家の併存状態にある分権化した国際社会においても同様に適用できるのか。また、国際社会で使用されるその文脈や内容と日本外交で使用されるそれらは同一なのか。本稿の目的は、これらの疑問に答えるべく、国際社会、特に、国際連合(以下、国連)における当該用語の使用例と比較しつつ、日本外交で言及される「国際社会における法の支配」が示す具体的内容およびその法的・政治的意義を考察することである。

(2) 概念整理

本考察に入る前に、まず、今まで議論されてきた法の支配概念を整理しておく必要がある²⁾(【図1：法の支配概念の整理】参照)。法の支配の理解は、国内社会を基盤として、形式的側面に着目する見方と実質的側面に着目する見方に区分される。前者は、法の支配を統治者が被治者に対する統治行為の手段としての法に基づく支配と解する(薄い(thin)法の支配と称される)。換言すれば、それは、悪法か否かといった法的内容の適性を吟味することなく形式的な法による支配(rule by law)³⁾と位置付けられ、ナチス・ドイツやアパルトヘイト政策時代の南アフリカといった専制的・権威主義的体制を正当化する危険性を内包している。他方、後者は、それを統治者の権力濫用を制限し、被治者の権利を保護するグッド・ガバナンス⁴⁾(善良統治)の手段として解する(厚い(thick)法の支配と称される)。そこには、法という形式的要件に加えて、人権、平等、民主主義といった実体的価値が含まれ、専断的・恣意的な権力行使への抑止機能を有している⁵⁾。すなわち、法は、被治者を規律する

		国内社会	国際社会
法の支配	形式的 手続的 薄い (thin)	法治主義⇔人の支配、力の支配 統治者の専断的権力作用の部分的制限 専制政治の容認・正当化の危険性内包 (ナチス・ドイツの正当化)	国際法に基づく国際秩序の確立 ⇔力の支配 基本的な国際法原則：主権尊重、平等、武力不行使、紛争の平和的解決
	実体的 本質的 厚い (thick)	平等、人権、民主主義に基づくグッド・ガバナンス 統治者の専断的権力作用の制限 個人の権利保護	人権・民主主義の確立 国際立法（国際法の漸進的発達と法典化）、国際法の解釈適用、国際裁判による法執行、

【図1：法の支配概念の整理】

だけでなく、権力者・統治者をも規律する機能を有していることから、個人の権利が保護される。一般的には、法の支配とは、国内社会において後者のように理解されている⁶⁾。

2. 国際社会における法の支配の使用経緯

では、国際社会、特に、国連において法の支配がどのような文脈で取り上げられ議論されたのか、その経緯を以下で概観する（【表1：国際社会における法の支配関連年表】参照）。

国連発足の1945年から冷戦終結の1990年頃までに法の支配が国連関連で言及されたのは、1948年の国連総会決議「世界人権宣言」⁷⁾ および1970年の国連総会決議「友好関係原則宣言」⁸⁾ であり、それ以外では、特に取り上げられることはなかった。前者の世界人権宣言では、「法の支配によって人権を保護することが肝要である」（前文3項）と明記され、法の支配と人権保護との密接な関連性が示唆された。また、国連憲章に規定された七つの原則の漸進的発達および法典化のために採択された後者の友好関係原則宣言は、国連憲章が「諸国間における法の支配の推進に最も重要であること（paramount importance）に留意」（前文4項）していると言及した。これは、国連憲章の法原則（武力不行使、紛争の平和的解決、不干渉など）が諸国間、すなわち、国際社会における法の支配の中核概念であることを示唆している。

(1) 人権保障関連での経緯

法の支配が国際社会や国連内で人権や民主主義と並んで注目される契機となったのは、冷戦終結後のソ連・東欧諸国の国家承認問題および地域紛争（カンボジア、コソボ、東チモールなど）への対処であったという⁹⁾。前者の国家承認問題に関して、1990年に欧州安全保障協力会議（CSCE）首脳会議で採択されたパリ憲章¹⁰⁾ は、「民主主義、平和、統合の新時代」の項目の中で、人権、民主主義、

【表1：国際社会における法の支配関連年表】

年	月 日	国連・国際会合・日本関連事項および*国際的事件
1948	12/10	国連総会決議「世界人権宣言」前文3項
1970	10/24	国連総会決議「友好関係原則宣言」前文4項
1991	12/16	ECの「東欧・ソ連新国家承認指針宣言」
1992	6/17	事務総長報告「平和への課題」
1993	6/14-25	ウィーン国連世界人権会議：ウィーン宣言および行動計画採択
	12/20	国連総会決議「法の支配強化」（第3委経由で2002年まで毎年採択）
1995	1/3	事務総長ポジション・ペーパー「平和への課題：追補」
2000	8/21	国連平和活動パネル報告（ブラヒミ報告）
	9/8	国連総会決議「国連ミレニアム宣言」
2003	9/30	国連安保理「正義と法の支配：国連の役割」公開会合
2004	8/23	国連事務総長報告「法の支配と移行期正義」に「法の支配」定義
2005	9/16	国連総会決議「2005世界サミット成果文書」
2006	12/4	国連総会決議「国内・国際レベルでの法の支配」（第6委経由で現在まで毎年採択）
2007	5/10	外交青書2007年版（法の支配の項目立て）
2008	3/12	事務総長報告「国内・国際レベルでの法の支配」
	4/14	「事務総長手引書：法の支配支援の国連アプローチ」
2010	3	「事務総長手引書：移行期正義への国連アプローチ」
2012	9/24	国連総会「法の支配」ハイレベル会合宣言
2014	3/18	*ロシアによるクリミア併合
	3/27	国連総会決議「ウクライナの領土保全」（併合の無効）
	5/30	シャングリラ対話で安倍首相「海における法の支配三原則」提唱
	9/25	持続可能な開発サミットで「持続可能な開発目標」国連総会決議採択
2016	5/27	G7伊勢志摩サミット議長国会見
	7/12	*南シナ海に関する国連海洋法仲裁裁判所の判断・中国否定
	8/27-28	安倍首相がTICAD VIで「自由で開かれたインド太平洋戦略」提唱
	9/20	G7外相会合（東・南シナ海での懸念、仲裁判断の有用性が確認）
2021	8/5	事務総長報告「我々の共通の課題」
	12/9-10	米国主導下の第1回民主主義サミット（111国家・地域招待、成果文書なし）
2022	2/24	*ロシアによるウクライナ軍事侵攻
	3/2	国連緊急特別総会決議「ロシアのウクライナ侵略」（侵略と認定）
	9/20	岸田首相の国連総会での一般討論演説
	12/7	国連総会決議 A/RES/77/110
2023	1/12	安保理議長国日本主催で「法の支配」公開会合
	3/20	岸田首相演説「FOIPのための日本の新たなプラン」
	3/29-30	米国主導下の第2回民主主義サミット（120国家・地域招待、73か国・地域が民主主義サミット宣言署名）
	7/6	日ASEAN特別法務大臣会合共同声明
	7/7	G7司法相会合の東京宣言（法整備支援の挿入）
	7/31	事務総長報告「法の支配のための新ビジョン」
	8/21-24	日本主催の第1回東京国際法セミナー開催

法の支配を欧州共通の価値であると確認した。そして、1991年に欧州共同体（EC）は、「東欧およびソ連の新国家承認の指針に関する宣言」の中で、国家承認の条件として第1番目に「国連憲章の諸規定の尊重ならびにヘルシンキ最終文書およびパリ憲章の中で、特に法の支配、民主主義および人権に関してなされた諸約束の尊重」を明記した¹¹⁾。ここで使用された法の支配は、欧州諸国の共通の価値として民主主義を包含した国内政治の統治形態、いわゆる、「厚い法の支配」を示している。

国連において法の支配が議題として取り上げられたのは、1993年の国連総会であった。それは、「法の支配の強化」と題する1992年・1993年の人権委員会決議¹²⁾および1993年の第2回世界人権会議で採択されたウィーン宣言¹³⁾を想起しつつ、人権の包括的遵守および法の支配の維持のための世界人権宣言の勧告を是認する「法の支配強化」決議¹⁴⁾を採択した。そこでは、国家が人権の包括的遵守や法の支配の維持に直接的効果のある適切な国内構造を構築し強化するのを支援するために国連内に包括的プログラムを創設するという世界人権会議の勧告が是認された（本文1項）。国連総会第3委員会（人権担当）経由の国連総会決議「法の支配強化」は、その後、2002年まではほぼ毎年のように採択された¹⁵⁾。

(2) 平和構築・移行期正義関連での経緯

冷戦終結後の地域紛争への対処に関して、国連の平和維持活動（Peace Keeping Operations, PKO）の任務（マンデート）が変更・拡大されたことが注目される。PKOの任務は、伝統的な停戦や軍隊の引離しの監視などの軍事部門（第1世代型PKO）だけでなく、たとえば、日本も参加した国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC、1992–93年）¹⁶⁾のように、文民行政、選挙、人権などの民生部門も加えられた（第2世代・複合型PKO）。文民行政部門において、UNTACの監督下にある文民警察が、法および治安の維持ならびに人権および基本的自由の保護の活動を実施した。「法の支配」という用語が当時の国連関連文書に使用されていないが、国内の法秩序を維持し人権を保障するという、まさに法の支配のための支援活動がPKO任務の一部に組み込まれたと言える。

PKOに関連して、プトロス・ガリ国連事務総長は、1992年の『平和への課題』¹⁷⁾の中で紛争後の平和構築のために「法の支配や意思決定の透明性といった民主的慣行と真の平和や安全の達成との間に明らかな関連性がある」と指摘しつつ、グッド・ガヴァナンスのこれらの要素が国際・国内政治社会のすべての段階で促進される必要があると主張した。同氏は、1995年の『平和への課題：追補』¹⁸⁾でも、国連PKOが近年介入し始めた国内武力紛争が国家制度、特に政治と司法の崩壊により、統治の停滞や法と秩序の混乱をもたらす（13項）ことから、紛争後の平和構築において、制度改革、警察・司法制度の改善、人権の監視、選挙改革などが紛争防止に有用である（47項）と指摘した。

国連に設置された国連平和活動検討パネルがPKOの在り方について提案した2000年の「国連平和活動に関するパネル報告（ブラヒミ報告）」¹⁹⁾でも、平和構築に関して、「紛争後の環境において法の

支配制度を強化し人権尊重を改善することにより一層焦点を当てるために複合型平和活動における文民警察、その他の法の支配部門および人権専門家の活用に関する理念的な変更²⁰⁾が勧告された。安全保障理事会（以下、安保理）が初めて法の支配概念を使用したのは、ブルンジでの「国内和解、民主主義、安全保障および法の支配」に関する1996年の決議1040本文2項²¹⁾においてであった。上記のブラヒミ報告以降、安保理の設置する第2世代型・複合型PKOに、法の支配強化のマンデートが付与される事例が増加した²²⁾。特に、法の支配の空白（rule of law vacuum）を埋めるための治安部門改革（Security Sector Reform, SSR）が推進された²³⁾。

ところで、国連文書での「法の支配」という用語も、様々な文脈の中で多様な意味を持って使用されてきたように思われる。そのために、当該用語の意味や使用方法を統一させるためなのか、2004年のコフィー・アナン国連事務総長報告『紛争および紛争後の社会における法の支配と移行期正義』²⁴⁾において、それが定義された。それによれば、法の支配とは、正義や移行期正義（transitional justice）²⁵⁾とともに、人権を向上させる国際社会の取組を理解する上で本質的である（5項）と位置付けた上で、「国連の使命の中核をなす観念である。それは、国家自体を含め、官民を問わず、すべての個人、機関および団体が、公に発布され、平等に施行され、独立して裁かれる法に対する責任があり、かつ、国際人権の規範および基準と両立する統治原則を指す。それは、また、法の優越性、法の前平等、法に対する説明責任、法の適用における公平性、権力分立、意思決定への参加、法的な確実性、恣意性の回避、手続き上および法律上の透明性などの諸原則の遵守を確保する措置を必要とする」。後の国連文書²⁶⁾で頻繁に引用される本定義は、「広範な実質的価値を含み、明らかに『厚い法の支配』論に該当する」²⁷⁾と評価される。

国連による法の支配支援活動に関連して、2008年の『事務総長手引書：法の支配支援の国連アプローチ』²⁸⁾は、国際レベルでの法の支配強化には、武力行使に関する憲章および国際法の尊重、国家の主権的平等の尊重ならびにジェノサイド、人道に対する罪、民族浄化そして戦争犯罪から自国民を保護する国家責任の認識が含まれる。国内レベルでの法の支配に関する国連活動は、加盟国のため、安保理の要請やマンデートにより、そして、当該国家の国内政策や優先度および計画に従って実施される技術的支援や能力構築に基づくと規定する。

加えて、2010年の『事務総長手引書：移行期正義への国連アプローチ』²⁹⁾は、移行期正義のプロセスおよびメカニズムは法の支配を強化するための国連枠組の重要な要素であると指摘しつつ、10ある指針原則の中に、「第7指針原則：移行期正義プログラムを幅広い法の支配の取組に連携させること」を挙げている。具体的に、「国連は、移行期正義プログラムが・・・当該国家の全体的な法の支配構造を強化するために、より幅広い司法・治安（justice and security）改革取組を積極的に強化することを保証しなければならない」と規定した。ここでは、権力の移譲や体制の変更を伴う紛争後の国内における移行期正義の実現自体が法の支配を意味することになる。

また、2023年1月に、安保理で議長国日本の主催する公開討論「国際の平和と安全の維持における法の支配の推進と強化：国家間の法の支配」が開催された。そこでアントニオ・グテーレス国連事務総長は、2022年に生じたロシアのウクライナ侵攻、パレスチナ・イスラエル問題、北朝鮮の核開発計画、アフガニスタンでの女性と女児の権利侵害、ミャンマーでの法の支配の崩壊、ハイチでの脆弱な法の支配に言及しつつ、①国連憲章と世界人権宣言のビジョンと価値観の支持、②法の支配を予防ツール（紛争の平和的解決手段）としての最大限の活用、③2030アジェンダと持続可能な開発目標（SDGs）の実現のカギとなる法の支配の強化を要請した³⁰⁾。

(3) 国連の全般的方向性関連での経緯

上記の平和維持・平和構築関連での経緯と同時並行的に、2000年9月に国連ミレニアム・サミットが、21世紀における国連の役割の方向性を検討するために開催された。そこで採択された国連総会決議「国連ミレニアム宣言」³¹⁾は、第2節「平和、安全保障および軍縮」で国内事項と同様に国際事項においても法の支配の尊重を強化すること、特に、加盟国に国際司法裁判所の決定を遵守させることを決意した（9項）。さらに、第5節「人権、民主主義およびグッド・ガバナンス」で民主主義を促進し、法の支配を強化し、発展の権利を含む国際的に承認されたすべての人権と基本的自由を尊重する如何なる努力も惜しまないと宣言した（24項）。これらの規定から、法の支配がグッド・ガバナンスの一要素であることが理解できる。

国連創設60周年に当たる2005年には、国連は、幅広いグローバルな課題に対処するために世界サミットを開催し、国連総会決議「2005世界サミット成果文書」³²⁾を採択した。当該文書は、第1節「価値と原則」で、平和と安全、開発および人権が国連システムの柱であること（9項）、グッド・ガバナンスおよび国内・国際レベルでの法の支配が持続可能な開発に不可欠であること（11項）を確認した。そして、国連が4分野（開発、平和と集団安全保障、人権と法の支配、国連の強化）において具体的施策を実施すると決意した（16項）。その第4節「人権と法の支配」で、国連ミレニアム宣言と同様に、法の支配が人権や民主主義とともに国連の中核原則の3本柱の1本と位置付け（119項）、国内・国際レベルの双方で法の支配を普遍的に遵守し履行する必要性が認識された。具体的には、(a) 国連憲章や国際法上の諸原則および法の支配や国際法に基づく国際秩序の遵守に対するコミットメント（公約）の再確認、(e) 事務局内に「法の支配支援ユニット」設立の支援、(f) 国家間紛争を裁く国連の主要司法機関である国際司法裁判所の重要な役割の再認識などが明記された（134項）。

2006年には、上記の諸決議をより具体化するために、国連総会第6委員会（法律担当）経由の国連総会決議「国内・国際レベルでの法の支配」³³⁾が採択された。当該決議も、人権・法の支配・民主主義が国連の不可分の中核的価値・原則であること（前文2項）、国内・国際レベルでの法の支配の促進が持続的な経済成長、持続可能な発展、貧困・飢餓の撲滅、人権や基本的自由の保護の実現にとつ

て本質的であること（前文4項）、国内・国際レベルでの法の支配や正義およびグッド・ガバナンスの促進や尊重が国連やその加盟国の行動の指針であること（前文6項）を明記した。そして、事務総長に、法の支配に関する各国の意見を聴取するとともに、国内・国際レベルでの法の支配に関する国連関連機関のプログラム目録の作成・提出（本文2項）、当該機関の活動の強化・調整に関する報告書の作成・提出（本文3項）を要請した。加えて、第6委員会での本議題の採用と進捗状況の継続監視（本文5項）も決定した。そのため、2006年以降も、「国内・国際レベルでの法の支配」は国連総会の常設的な議題として取り上げられ、現在も同議題の総会決議が引き続き採択されている³⁴⁾。なお、法の支配を支援するために、2006年の総会決議³⁵⁾で「法の支配支援ユニット」の設置が勧告され、2007年の総会決議³⁶⁾で、事務総長事務局に設置された当該ユニットによる「法の支配調整資源グループ」の支援体制が構築された。

2007年から始まった国連総会第6委員会の審議では、各国から国内・国際レベルでの法の支配についての多様な見解が表明された³⁷⁾。松尾弘³⁸⁾によれば、それらは、(a) 国際的な刑事司法重視の見解、(b) 国際的な平和構築・維持活動重視の見解、(c) 国内立法の技術支援・能力養成重視の見解、(d) 人権状況進展重視の見解に大別されるという。

2008年に潘基文事務総長は、総会決議（A/RES/61/39およびA/RES/62/70）の要請に従い、国連で現行の「法の支配」活動目録を作成した。その報告書³⁹⁾によれば、当該活動は、国際レベルと国内レベルに区分される。国際レベルでの法の支配促進活動として、①国際法の教育、普及および促進、②国際法の国内履行支援、③国際レベルでの紛争解決、④紛争解決と移行期正義に関する活動が列挙された。国内レベルでは、①行政的諸制度の強化および公法・ガバナンス問題、②司法・法執行の行政に関する活動が列挙された。

2012年には、国連総会は、「国内・国際レベルでの法の支配に関する総会ハイレベル会合宣言」⁴⁰⁾を採択した。同宣言は、全42項目にわたり再確認または認識を示した。具体的には、国連憲章の目的と原則、国際法と正義、そして、法の支配に基づく国際秩序に対する神聖なコミットメントの再確認（1項）；法の支配が、すべての国家に平等に、そして、国連やその主要機関を含む国際機構に適用されることならびに法の支配や司法の尊重および促進が当該諸活動すべての指針となり、それらの行動に予見可能性や正当性を付与すべきであることの認識（2項）；平和的手段により国際紛争を解決するすべての国家の義務の再確認（4項）；人権、法の支配および民主主義が相互に関連し強化しており、国連の普遍的で不可分の中核的価値および諸原則であることの再確認（5項）；紛争予防、平和維持、紛争解決および平和構築の主要な要素の一つとしての法の支配の重要性の強調（18項）などであった。また、法の支配と開発が相互に強く関連していることから、2015年以降の国際開発アジェンダで法の支配も審議されることが期待された（7項）。

（4）持続可能な開発関連での経緯

前述の国連総会ハイレベル会合宣言での議論を受けて、2030年までに達成すべき17項目の「持続可能な開発目標（SDGs）に関する宣言」（国連総会決議⁴¹）が2015年に採択された。持続可能な開発は、平和と安全なくして実現できず、新アジェンダは発展の権利を含む人権、効果的な法の支配およびすべてのレベルでのグッド・ガバナンスに基づく平和的で公正かつ包摂的な社会の構築が必要であった（35項）。そして、具体的な持続可能な開発目標（SDGs）⁴²として、目標16（平和と公正（＝司法、著者注）をすべての人に）で、国内・国際レベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する（ターゲット16.3）ことが規定された⁴³。

2021年には、アントニオ・グテーレス事務総長は、SDGsを含む現行の合意の履行をより一層加速させるための行動アジェンダである「我々の共通の課題」⁴⁴を発表した。今後の国連の取り組む方向性として、12のコミットメントの重要提案の一つである「4. 国際法を遵守し公正（＝司法）を確保する」の中で、人々を司法制度の中心に据えるという「法の支配のための新ビジョン」の策定が提案された⁴⁵。同氏は、2023年7月に、前述の「我々の共通の課題」で公約した「事務総長の法の支配のための新ビジョン」⁴⁶を公表した。それによれば、8つの新ビジョン（展望）が指定され、それぞれにアクション（行動方針）が示された。たとえば、「法の支配は平和の基礎」というビジョンでは、国連は幅広い平和と安全の取組に不可欠な法の支配支援を優先するという。また、「法の支配は人間中心」というビジョンでは、人間中心とは法・司法機関がすべての人に利用可能であることを意味すると説明した上で、だれ一人取り残さないという誓約の履行として、国連はすべての人が変革の主体や平和構築者として地域社会に参加できるように取り組むという。また、「法の支配は責任や協力の共有に依存する国際システムの基盤」というビジョンでは、国際レベルでは法の支配は国際関係に予測可能性と正当性を付与するとして、国連は憲章の価値および2012年の総会ハイレベル会合宣言での諸原則の不断の促進者であり続けるという。

具体的に、2008年以降現在に至るまで一貫して紛争および紛争後の被害国や脆弱国に法の支配支援活動を実施している国際機関の一つとして、国連開発計画（UNDP）がある。その支援活動は、「持続可能な平和と開発のための法の支配・人権・司法およびセキュリティの強化に関するグローバル・プログラム」⁴⁷に基づいて行われている。

以上の経緯を要約するために現在の国連ホームページ⁴⁸を参照すると、「国際社会における法の支配」は、諸国間の友好的でかつ公平な関係の基礎であり、2004年の法の支配の定義に言及しつつ、以下のように説明されている。法の支配は、国際の平和と安全および政治的安定性、経済的・社会的進歩と発展の達成ならびに人民の権利と基本的自由の保護の基盤である。法の支配に基づく社会の強化は、持続可能な開発目標（SDGs）の成果（特に、目標16：平和と公正をすべての人に）として考慮される。そして、法の支配の強化には、武力行使に関する規範を含む国際法規範の尊重ならびにジェ

ノサイド、人道に対する罪、民族浄化および戦争犯罪から自国民を保護する国家の主要責任の認識が含まれるという。

3. 日本外交での位置付け

(1) 2013年以前の日本外交

日本外務省は、『外交青書 2006年版』まで「国際社会における法の支配」という項目を立てて「法の支配」に言及することはなかった。2006年に国連総会第6委員会で初めて「国内・国際レベルにおける法の支配」が議題として取り上げられて以降、ますますその言及頻度が高まってきた国際情勢から、2007年以降の『外交青書』において常に「法の支配」が言及されるようになった。

『外交青書 2007年版』⁴⁹⁾は、3章1節8項「国際社会における『法の支配』の強化」の中で、「法の支配」について言及している。総論部分で「法の支配」を①各国国内における「法の支配」を条約の締結などを通じて確保していくというルール作りの側面と、②国家間の紛争を国際法に基づき平和的に解決していくという紛争処理の側面の双方が含まれていると説明する。具体的には、①刑事分野における国際的取り組み（国際刑事裁判所（ICC）への日本加盟への作業の推進）、②海洋をめぐる諸問題（対中・対韓の海洋諸問題を国際法に基づいて平和的解決する努力）、③経済・社会分野（世界貿易機関 WTO の紛争解決手続きなどの推進）が列挙される。

『外交青書 2008年版』⁵⁰⁾は、「外交政策の一環として」国際社会における法の支配の促進を重視するという日本外交の姿勢を明示した。記述内容として、前年度と同様に、国際社会における法の支配には、新しい国際法秩序の形成・発展への参画の側面、国家間の紛争を国際法に基づき平和的に解決していく紛争処理の側面があると繰り返す。そして、日本は、ルール作りの側面では国連国際法委員会（ILC）その他国際法の法典化作業に積極的に参画し、紛争の平和的処理の側面では国際司法裁判所（ICJ）などの国際司法機関の役割を重視し当該機関の活動を支援してきたという。加えて、日本は開発途上国における法制度整備の支援も引き続き強化していると付言する。

『外交青書 2009年版』⁵¹⁾は、法の支配の促進を日本の外交政策の柱の一つとして位置付け、国際社会における法の支配の確立が、国家間関係を安定的に進化させ、個人・企業などの活発な国際的活動を保障する必要不可欠な基盤であるとの認識を示した。『外交青書 2010年版』⁵²⁾も、国際社会における法の支配の促進を外交政策の重要な柱の一つとして位置付け、国際社会における法の支配の確立は、国家間の関係の安定化、紛争の平和的解決、国内の「良い統治」⁵³⁾を促進し、日本の領土や海洋権益などの国益の確保や、個人や企業の国際的活動の保障のためにも重要であると指摘する。

その後の『外交青書 2011年版』⁵⁴⁾および『外交青書 2012年版』⁵⁵⁾は、『外交青書 2010年版』とほぼ同じ記述内容であり、『外交青書 2013年版』⁵⁶⁾は2012年9月の国連総会が「法の支配」分野

でのハイレベル会合が開催されたことへの言及以外に、従来の記述のように、「法の支配」には、①新しい国際法秩序の形成・発展というルール形成の側面、②国際法に基づく国家間の紛争を平和的に解決していくという紛争解決の側面および③各国国内における法整備の側面、という3側面があることを繰り返し言及した。特に、③に関して、日本がアジア諸国の法制度整備支援に積極的に取り組んでいることが強調された。

(2) 2014年以降の日本外交

『外交青書 2014年版』⁵⁷⁾は、総論で日本は「『力』による一方的な現状変更の試み」⁵⁸⁾に反対する中で、国際社会における法の支配の確立に取り組んでいると言及した。『外交青書 2015年版』⁵⁹⁾は、2014年の国際情勢認識の所で、ロシアがクリミアを「違法に『併合』した」ことおよび中国が東シナ海や南シナ海などの海空域で「一方的な現状変更の試み」⁶⁰⁾を続けていることに言及し、3章で「法の支配」とは、「全ての権力に対する法の優越を認める考え方」であり、「国内において公正で公平な社会の不可欠の基礎」と同時に、「友好的で公平な国家関係の基盤」とであると指摘する。また、外交政策の柱の一つとして、2014年5月の「シャングリラ・ダイアローグ（対話）」⁶¹⁾をはじめとして様々な機会に、「力や威圧ではなく法に基づく」平和的紛争解決の重要性を訴えた。

『外交青書 2016年版』⁶²⁾によれば、海における法の支配に係る取組として、より詳細に2014年5月のシャングリラ対話での安倍首相の提唱した「海における法の支配の三原則」⁶³⁾が言及された。『外交青書 2017年版』⁶⁴⁾では、上記の「海における法の支配の三原則」が2016年5月のG7伊勢志摩サミットにおいてG7の共通認識となったこと⁶⁵⁾が指摘された。加えて、同年9月の国連総会でのG7外相会合⁶⁶⁾において、東シナ海および南シナ海での懸念および2016年7月の国連海洋法仲裁裁判所の判断⁶⁷⁾の有用性が示された。また、安倍首相は、同年8月の第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）（ケニア）での基調演説⁶⁸⁾で「自由で開かれたインド太平洋戦略（Free and Open Indo-Pacific Strategy, FOIP）」を提唱し、その2年後の2018年に河野外相が「航行の自由、法の支配等の普及・定着」⁶⁹⁾を当該戦略の三本柱の一つとして位置付けた。

『外交青書 2023年版』⁷⁰⁾は、国際情勢認識として、2022年2月のロシアのウクライナ侵略が国際秩序へのあからさまな挑戦であるとの認識を示し、中国による東・南シナ海での力による一方的な現状変更の試みを強化していると明記した。そして、「法の支配」とは、「全ての権力に対する法の優越を認める考え方であり、国内において公正で公平な社会に不可欠な基礎であると同時に、国際社会の平和と安定に資するものであり、友好的で平等な国際関係から成る国際秩序の基盤」と規定する。「国際社会においては、法の支配の下、力による支配を許さず、全ての国が国際法を誠実に遵守しなければならない」という。具体的には、日本の外交は、(ア)紛争の平和的解決、(イ)国際的なルール形成、(ウ)国内法整備その

他で、法の支配の強化を図っている。

現在、日本は、外務省のホームページに「国家間の法の支配」⁷¹⁾という項目を立てて、それに関する日本の立場をアピールしている。たとえば、『外交青書 2023年版』でも言及されているが、国連総会での一般討論演説(2022年9月)⁷²⁾で、岸田首相は、ロシアのウクライナ侵略に関連して、「力による支配(the rule by force)ではなく、全ての国が法の支配のもとにあることが重要」と指摘した。そして、1970年の国連総会決議「友好関係原則宣言」を法の支配を促進する基本的原則を導き出す基盤として捉え、当該宣言から、(1)「力による支配」を脱却し国際法の誠実な遵守を通じた「法の支配」をめざすこと、(2)力や威圧による領域の現状変更の試みは決して認めないこと、(3)国連憲章の原則の重大な違反に対抗するために協力することという基本的原則を導き出していると解説している。

また、前述した2023年1月の「国家間の法の支配」国連安保理公開討論で林外相⁷³⁾は、国家間の法の支配の本質的要素として、(1)国家間の信頼に基づき、合意の誠実な遵守、(2)力や威圧による国境変更の不承認、(3)侵略による領土取得の不承認を列挙した。さらに、途上国や脆弱国のガバナンスや開発のための各国内の法の支配強化の支援を含めて、国内的にも国際的にも法の支配の普及に取り組むと表明した⁷⁴⁾。

日本の外務省とは別に、法務省は、「司法外交」の一環として、他国における法の支配を強化するために、1994年から主としてアジア諸国に対して法務省法務総合研究所国際協力部などによる法制度整備支援を積極的に実施している⁷⁵⁾。2023年7月には、日本ASEAN法相会合⁷⁶⁾およびG7司法相会合⁷⁷⁾において、法の支配の推進のために諸国家の法制度整備支援および能力構築を提供することが明記された。

4. まとめにかえて

(1) 国連・日本による法の支配の位置付け

国際社会、特に国連で使用される法の支配は、各国内での人権保障、紛争中・紛争後の平和維持・平和構築・移行期正義(特に、治安維持)の実施および持続可能な開発の実現という、関連するが異なる文脈の中で、総会(第3委員会や第6委員会)、安保理、経社理、事務総長のそれぞれの立場から議論されてきた。それらの法の支配は、最終的には、国内社会で権力者の専断的判断を抑止し、国民の人権や基本的自由を保障するために治安維持、公平な司法制度へのアクセスおよびグッド・ガバナンスを確立する従来の国内社会における「厚い法の支配」の実現に収斂する。

では、国際社会における法の支配とは、究極的に国内社会に連動するものと同一のものであって、国際社会独自のものは存在しないのか。国連内で援用される法の支配の定義によれば、それは、国家

もすべての個人・機関・団体も平等に適用される法の遵守を確保する統治原則であり、法の優越性、法の前の平等、法に対する説明責任、法の適用における公平性などが必要とされるという。本定義は、正に、国際社会や国際法にでも適用可能な記述内容である。実際、2006年以降、国連総会では第6委員会経由の「国内・国際レベルでの法の支配」決議が採択され、国際レベルでの法の支配の在り方が検討されている。2012年の国連総会ハイレベル宣言が示すように、国連憲章の諸原則や国際法に対する神聖なコミットメントが再確認され、それら国際法が諸国家だけでなく国際機構にも平等に適用され、それらの行動の予見可能性や正当性を付与することが一般的に認識されている。その法的範囲内において、国際社会における「法」の支配とは、国際社会における「国際法」の支配を指していると言える。

他方、日本外交では、2006年の国連による法の支配についての討議に触発されて以降、当該概念に注目するようになり、2009年には法の支配の促進を日本外交の柱の一つとして位置付けるようになった。それは、国際社会における法の支配の確立が、国家間関係の安定化や個人・企業の国際的活動の活性化に不可欠な基盤であるとの認識からである。具体的には、国際法秩序の形成・発展という国際立法、国家間紛争の平和的解決および各国家における法整備という3側面で、国際社会における法の支配の推進・強化に取り組む外交政策であった。

しかし、2014年頃の世界情勢において、日本は、ロシアによるクリミア併合⁷⁸⁾ および中国による東・南シナ海での一方的活動（尖閣諸島への執拗な接近・領海侵入やASEAN諸国との南シナ海行動規範の作成協議中での岩礁埋立工事）が継続的に行われている事実が国際秩序への挑戦という恐れを感じた。それゆえ、日本は、従来と同様に、法の支配の三側面の強化を図りつつも、日本をめぐる現代の安全保障環境に合わせて、ロシアや中国を念頭に、力による支配や力または威圧による一方的な現状変更の試みを許さず、国際法の誠実な遵守、力による国境変更や領土取得の不承認に発言の重心を移したと思われる。日本は、東南アジア諸国の国内法整備支援活動を継続している事実からも明らかのように、法の支配による各国内の人権、民主主義およびグッド・ガバナンスを決して軽視したわけではない。

以上から、国連での法の支配の議論において国際レベルでの国連憲章の諸原則や国際法に基づく国際秩序を重視する姿勢は、日本における友好的で平等な国際関係の構築をめざす法の支配の主張と軌を一にするものであると言える⁷⁹⁾。

(2) 国際法の階層性

主権国家の併存状態（水平的関係）にある国際社会の大前提は、国際秩序の基盤である国際法、特に国家の主権・平等の尊重、領土保全・政治的独立の遵守である。従って、力・威圧による支配や現状変更の試みは、国際秩序の破壊であり、かつ、基本的な国際法原則（国連憲章2条4項）の違反で

もある。国際社会における法の支配は、国内社会のように統治者と被治者のような権力構造（垂直的関係）ではないとしても、国際秩序の維持のために、軍事・政治的な強大国を法的に縛り、弱小国を保護する役割を果たす抵抗概念・抗議概念である⁸⁰⁾。国連総会のクリミア併合無効決議やウクライナ侵略認定決議が、友好関係原則宣言と同じ文言を引用して、国連憲章が諸国間の法の支配の促進において「最も（paramount）」重要であることに留意していることから、国際法にも何らかの階層性が存在するように思われる。

国際法は、すべての国を拘束する慣習国際法と締約国のみを拘束する条約国際法から構成される。主権国家は、後者の個別条約に参加するか否か、条約上の法的義務に拘束されるか否かの自由な選択権を有している。それゆえ、普遍性の視点から、条約国際法上の「法の支配」を追求することに内在的限界がある。他方、慣習国際法における法の支配は、強大国であれ弱小国であれ、すべての国家を平等に規律し、それらに慣習国際法の履行を迫及することができる。国連憲章の諸原則は、中露を含む193か国の加盟国数から、条約国際法でありながら慣習国際法でもある。国家の存立を保証する慣習国際法（主権尊重、領土保全）が国際社会における法の支配の中で最優先に迫及される合理的理由がある。

(3) 法の支配と人権・民主主義の関係性

法の支配、人権および民主主義は国連の中核原則の3本柱と位置付けられているが、具体的にそれらにどのような関係性があるのか。詳細は別稿に譲るとして、ここでは、人権と民主主義は実体論であり、法の支配は方法論であることから、法の支配が人権や民主主義を下支えする一方で、人権や民主主義が法の支配という袋の中に入り込むという関係性があると、一応、理解しておく。法の支配を介しての人権や民主主義の実現は、国内社会での対立や紛争を回避することで、ひいては、国際秩序の安定性が確保でき、実質的な厚い法の支配が実現できると思われる。しかしながら、現実では、そこには主権国家という障壁、すなわち、基本的な国際法原則である自決権（政治体制の自由な選択権）や他国からの干渉禁止原則（不干渉義務）が立ちはだかる。専制国家は、普遍的な価値である人権や民主主義さえも西欧型の人権・民主主義の押付けと捉え、国内社会における法の支配を受け入れようとしないう傾向が散見される⁸¹⁾。たとえば、発展途上国の国内法整備の支援活動も、当事国のオーナーシップに基づき適切に実施しなければ、到底実現できない。

民主体制の衰退傾向および権威主義体制の増加傾向⁸²⁾にある現代国際社会に対して、米国は、民主主義を刷新するために、腐敗との戦い、権威主義からの防衛、人権尊重の促進をテーマとした初の「民主主義サミット」（オンライン形式）を2021年12月に開催した（109か国2地域（台湾とEU）招待、成果文書なし）。そして、第2回民主主義サミット（ハイブリッド方式）が2023年3月に開催された（約120か国・地域の招待）。その成果物の「民主主義サミット宣言」⁸³⁾は、汚職撲滅、報道の自由、個人

情報の収集スパイウェアの拡散防止など、主として国内社会における法の支配に言及した内容であった。当該文書は、台湾を含む73か国・地域の支持を得たが、圧倒的多数の諸国家からの支持を得たとは言えなかった。おそらく、専制国家も含むグローバル・サウス諸国は、いいか悪いかは別として、実質的な厚い法の支配を受け入れるのに心理的抵抗感があるように思われる。米国が正面から民主主義を主張すればするほど、国際社会の分断を招きかねない。むしろ、日本の主張のように、国際秩序の維持をめざす法の支配を最優先に主張する方が、国際社会に容易に受け入れられ、国際社会の団結を図れるであろう。もっとも、それは、専制国家の人権侵害抑圧体制や非民主的政治体制を容認するものであってはならず、国際秩序が安定するとともに、厚い法の支配の普及を図らなければならない。

このように考えれば、専制国家による力または威力による現状変更の試みは、国際秩序の法的根拠を覆す違法行為⁸⁴⁾であり、基本的な国際法原則（国家主権の尊重）の重大な侵犯でもある。換言すれば、現在の国際状況は、専制国家が人権や民主主義といった実質的な内容を含まない「形式的な薄い法の支配」さえも否定しているように表面上見える。

今後とも、日本は、外交政策の柱の一つとして、時代に即して優先順位を付けながら、「国際社会における法の支配」の確立に積極的に取り組むことが望まれる。その場合に、日本の取り組みに対して国際的信用を失墜させないように、二重基準（ダブルスタンダード）の疑いを招くことのないように行動することは、言うまでもない⁸⁵⁾。

注

- 1) 外務省「日越共同声明」2023年11月27日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/seal/vn/pageit_000001_00004.html, accessed 1 December 2023.
- 2) 以下参照、Brian Z. Tamanaha, *On the Rule of Law: History, Politics, Theory*, Cambridge University Press, 2004, pp. 91–113. プライアン・Z・タマナハ（四本健二監訳）『法の支配』をめぐって 歴史・政治・理論 現代人文社2011年129–161頁、横溝大『法の支配』の確立と法整備支援—抵触法的観点から—『国際法外交雑誌』111巻3号2012年33–35頁。
- 3) それは、ドイツの「法治国家（Rechtsstaat）」概念の一部であるという。Tamanaha, *supra*. p. 92. 「法の支配」の対義語は、権力者が法に拘束されない恣意的な支配であれば、「人の支配」であり、権力者が法を執行する力に注目すれば、「力の支配」とも言える。
- 4) グッド・ガヴァナンスは、開発協力の分野で、発展途上国の国家の管理・運営能力の改善を図る文脈で使用されることが多い。また、世界銀行が、1996年以降、ガヴァナンスの指標として、政治的安定性と暴力の不在、政府の有効性、法の支配、腐敗のコントロールなどを取り上げている。大芝亮「グッド・ガヴァナンス」広島市立大学広島平和研究所編『平和と安全保障を考える事典』法律文化社2016年144頁。
- 5) この捉え方には、あるべき理念としての「人権、民主主義、自由主義経済体制というような特定の価値体系に由来する価値基準を持ち込もうとする主観的アプローチ」であるとの批判があるという。小和田恆「国際法における法の支配—『国際法秩序における法の支配』概念再構築のために—」『国際法外交雑誌』117巻3号2018年11月6頁。

- 6) 法の支配とは、「被治者のみならず、統治者も、法に従う」ことを意味し、「法による支配（rule by law—法治主義）ではない」という。田中英夫『英米法総論上』東京大学出版会 1980 年 41 項。それは、「権力の座にある者が権力を濫用することを、強く戒める政治の指導原理」ともなっている。田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版会 1991 年 743 頁。
- 7) A/RES/217(III), 10 December 1948.
- 8) A/RES/2625(XXV), 24 October 1970. 本宣言は、1948 年世界人権宣言とともに、国連憲章という設立文書の有権的解釈を示すものと見做される。岩沢雄司『国際法 [第 2 版]』東京大学出版会 2023 年 67 頁。
- 9) 松井芳郎「『国際社会における法の支配』が意味するもの」『法律時報』87 卷 12 号（2015 年 11 月号）9–10 頁。また、篠田秀朗は、国連における「法の支配」概念の強調の先駆けとしてウィーン世界人権会議といった 1993 年の総会の動きがあり、国連システムにおけるより一層の「法の支配」概念の広がりを主導したのは平和活動分野での動きであると指摘する。篠田秀朗「国連と法の支配の現在」『国際問題』No. 666（2017 年 11 月）8 頁。
- 10) *Charter of Paris for a New Europe*, 1990, <https://www.osce.org/files/f/documents/0/6/39516.pdf>, accessed 1 December 2023.
- 11) “Declaration on the Guidelines on the Recognition of New States in Eastern Europe and in the Soviet Union,” in *International Legal Materials*, vol. 31, no. 6 (November 1992), pp. 1486–1487. 芹田健太郎『普遍的国際社会の成立と国際法』有斐閣 1996 年 123–125 頁。岩沢によれば、これは国家承認の要件というより政治的条件というべきであると評価する。岩沢『前掲書』140 頁。
- 12) Commission on Human Rights Resolution 1992/51 “Strengthening of the rule of Law,” in *Official Records of the Economic and Social Council, 1992, Supplement No. 2, E/1992/22*, pp. 120–121. 1992 年の本決議において「人権や基本的自由の促進および保護の本質的要件としての法の支配」を開発し強化する必要性が認識された（本文 1 項）。1993 年の決議も、同様の認識が示された（本文 1 項）。Commission on Human Rights Resolution 1993/50 “Strengthening of the rule of Law,” in *Official Records of the Economic and Social Council, 1993, Supplement No. 3, E/1993/23*, pp. 165–167.
- 13) 同宣言は、民主主義、開発および人権を促進する国内的・国際的行動を優先すべきと勧告した（本文 8 項）。*World Conference on Human Rights, Vienna, 14–25 June 1993, Report of the World Conference in Human Rights, Report of the Secretary-General*, A/CONF. 157/24 (Part I), 13 October 1993, p. 23.
- 14) A/RES/48/132, adopted 20 December 1993.
- 15) A/RES/49/194, adopted 23 December 1994; A/RES/50/179, adopted 22 December 1995; A/RES/51/96, adopted 12 December 1996; A/RES/52/125, adopted 12 December 1997; A/RES/53/142, adopted 9 December 1998; A/RES/55/99, adopted 4 December 2000; A/RES/57/221, adopted 18 December 2002.
- 16) 『フランスおよびインドネシア国連大使から事務総長あて書簡』附属書 II カンボジア紛争の包括的政治解決に関する協定（第 2 節国連カンボジア暫定統治機構・附属書 I UNTAC の職務権限 B 節 5 項 (b)、A/46/608-S/23177, 30 October 1991, p. 23. 横田洋三編『国連による平和と安全の維持—解説と資料』国際書院 2000 年 696–702 頁。
- 17) *An Agenda for Peace: Preventive diplomacy, peacemaking and peace-keeping, Report of the Secretary-General pursuant to the statement adopted by the Summit Meeting of the Security Council on 31 January 1992*, A/47/277-S/24111, 17 June 1992, par. 59.
- 18) *Supplement to An Agenda for Peace: Position Paper of the Secretary-General on the Fiftieth Anniversary of the United Nations*, A/50/60-S/1995/1, 25 January 1995.
- 19) *Report of the Panel on United Nations Peace Operations*, A/55/305-S/2000/809, 21 August 2000, par. 47(b).
- 20) 国連 PKO 局・フィールド支援局『国連平和維持活動：原則と指針（キャップストーン・ドクトリン）』2008

- 年においても、複合型国連PKOの中核的機能の一つとして、「法の支配と人権を全面的に尊重しつつ、国家の治安維持能力を強化しながら、安全で安定した環境を整備すること」が指摘されている。UN Department of PKO and Department of Field Support, *United Nations Peacekeeping Operations: Principles and Guidelines*, 2008, p. 23.
- 21) S/RES/1040 (1996), 29 January 1996.
 - 22) たとえば、2014年4月に設立された国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション（MINUSCA）は、優先任務である文民保護（36項）以外に、その他の任務として（a）人権の促進と保護とともに、（e）国内および国際裁判、不処罰への対処および法の支配に対する支援が付与されている。S/RES/2709, 15 November 2023, par. 37.
 - 23) SSRの中でも特に法の支配関連の支援では、警察・司法・刑務所の「司法三本柱（Justice Triad）」の改革が重視されているという。太清伸「コラム8：司法改革とSSR」上杉勇司ほか編『平和構築における治安部門改革』国際書院2012年116頁。
 - 24) *The rule of law and transitional justice in conflict and post-conflict societies, Report of the Secretary-General*, S/2004/616, 23 August 2004, par. 6.
 - 25) 移行期正義とは、「民主的な体制への移行期に、過去の軍事体制や独裁体制下で行われた人権侵害行為への対処、援用される法規範やプロセス、メカニズム、活動、またそれを巡る分析や議論のこと」をいう。望月康恵「移行期正義」『平和と安全保障を考える事典』31頁。
 - 26) たとえば、UN, “What is the Rule of Law,” <https://www.un.org/ruleoflaw/what-is-the-rule-of-law/>, accessed 16 December 2023.
 - 27) 松井「前掲論文」9頁。
 - 28) *Guidance Note of the Secretary-General: United Nations Approach to Rule of Law Assistance*, 14 April 2008, p. 2. 具体的に法の支配強化の枠組みとして、（1）憲法と同等の法、（2）法的枠組みとその履行、（3）選挙システム、（4）司法・統治・人権機関、（5）移行期正義手続とその仕組み、（6）法の支配の強化に貢献し、公職者や公的機関に説明責任を負わせる公共および市民社会が列挙されている。Ibid., pp. 4-7.
 - 29) *Guidance Note of the Secretary-General: United Nations Approach to Transitional Justice*, March 2010, p. 6.
 - 30) *The Secretary-General’s remarks to the Security Council on the Promotion and Strengthening of the Rule of Law in the Maintenance of International Peace and Security: The Rule of Law Among of Nations*, 12 January 2023, <https://www.un.org/sg/en/content/sg/speeches/2023-01-12/secretary-generals-remarks-the-security-council-the-promotion-and-strengthening-of-the-rule-of-law-the-maintenance-of-international-peace-and-security-the-rule-of-law>, accessed 26 December 2023.
 - 31) *United Nations Millennium Declaration*, A/RES/55/2, 18 September 2000.
 - 32) *2005 World Summit Outcome*, A/RES/60/1, 16 September 2005.
 - 33) *The rule of law at the national and international levels*, A/RES/61/39, 18 December 2006.
 - 34) A/RES/78/112, adopted 7 December 2023.
 - 35) A/RES/61/39, par. 4.
 - 36) A/RES/62/70, 8 January 2008, par. 4.
 - 37) A/62/121, 11 July 2007; A/62/121/Add.1, 6 September 2007; A/62/261, 15 August 2007.
 - 38) 松尾弘「日本の法整備支援—いま求められているもの：良い統治および法の支配と法整備支援戦略」『ICD NEWS（法務省法務総合研究所国際協力部報）』39号2009年6月220頁。
 - 39) *The rule of law at the national and international levels: Report of the Secretary-General*, A/63/64, 12 March 2008.
 - 40) *Declaration of the high-level meeting of the General Assembly on the rule of law at the national and international levels*, A/RES/67/1, 30 November 2012.

- 41) *Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development*, A/RES/70/1, adopted 25 September 2015.
- 42) SDGs は、17 のゴール（目標）、169 のターゲット（具体的目標）、232 のインジケータ（指標）が詳細に提示されている。
- 43) ターゲット 16.3 の指標として、過去 12 か月間に暴力を受け、所管官庁またはその他の公的に承認された紛争解決機構に対して、被害を届け出た者の割合（16.3.1）、刑務所の総収容者数に占める判決を受けていない勾留者の割合（16.3.2）、過去 2 年間に紛争を経験し、公式または非公式の紛争解決メカニズムにアクセスした人口の割合（16.3.3）が規定された。
- 44) *Our Common Agenda: Report of the Secretary-General*, A/75/982, 5 August 2021.
- 45) *Ibid.*, p. 4.
- 46) United Nations, *New Vision of the Secretary-General for the Rule of Law*, 31 July 2023.
- 47) UNDP's Global Programme for Strengthening the Rule of Law, Human Rights, Justice and Security for Sustainable Peace and Development. その支援活動は、実施期間を、フェーズ I（2008～11）、II（2012～15）、III（2016～21）、IV（2022～25）のように区切って実施している。UNDP は、フェーズ I で紛争影響・脆弱国や移行期の諸国家約 37 か国の支援を提供した。特に、2011 年に発生したチェルノブイリからの「アラブの春」以降の移行期にあるアラブ諸国への支援を強化した。なお、本プログラムの名称は、フェーズ I では *Global Programme for Strengthening the Rule of Law in Conflict and Post-conflict Situations*（2008–2011）であった。
- 48) “What is the Rule of Law,” in *United Nations and the Rule of Law*, <https://www.un.org/ruleoflaw/what-is-the-rule-of-law/>, accessed 14 December 2023.
- 49) 外務省『外交青書 2007 平成 19 年版（第 50 号）』144–146 頁。
- 50) 外務省『外交青書 2008 平成 20 年版（第 51 号）』146–147 頁。
- 51) 外務省『外交青書 2009 平成 21 年版（第 52 号）』152–153 頁。
- 52) 外務省『外交青書 2010 平成 22 年版（第 53 号）』113、145–146 頁。
- 53) “good governance”. Ministry of Foreign Affairs of Japan, *Diplomatic Bluebook 2010*, p. 17.
- 54) 外務省『外交青書 2011 平成 23 年版（第 54 号）』128、159–161 頁。
- 55) 外務省『外交青書 2012 平成 24 年版（第 55 号）』148、181–183 頁。
- 56) 外務省『外交青書 2013 平成 25 年版（第 56 号）』118、154–156 頁。
- 57) 外務省『外交青書 2014 平成 26 年版（第 57 号）』115、151–153 頁。
- 58) “Unilateral attempt to change the status quo by coercion”. Ministry of Foreign Affairs of Japan, *Diplomatic Bluebook 2014*, p. 32. 本外交青書の 2013 年の国際情勢認識の所で、中国が東シナ海、南シナ海などの海空域で、「『力』に基づく一方的な現状変更の試み」を行っている」と指摘している。『外交青書 2014』4 頁。
- 59) 外務省『外交青書 2015 平成 27 年版（第 58 号）』7–8、181–184 頁。
- 60) 具体的には、尖閣諸島付近の航行および領海侵入、東シナ海公海上空での自衛隊機への異常接近、南シナ海での大規模な埋立や滑走路・港湾施設の構築などである。尖閣諸島付近の航行は、2012 年 9 月 11 の日本政府による尖閣三島（魚釣島、北小島、南小島）の所有権取得（いわゆる、尖閣諸島の国有化宣言）以降、増加傾向にある。また、南シナ海での南沙諸島や西沙諸島の領有権問題があり、ASEAN 諸国との協議が継続中にもかかわらず、中国による一方的な南シナ海の岩礁埋立工事が 2013 年から 2015 年にかけて集中的に行われた（中国は 2015 年 6 月 30 日に岩礁の埋立作業が完了したことを宣言し、その後は、関連施設の建設に移行した）。
- 61) 英国国際戦略研究所（IIS）が主催するアジア安全保障会議の別称。2002 年以来原則毎年、シンガポールのシャングリラ・ホテルで開催され、政府関係者、軍関係者や学者が参加してインド太平洋地域の安全保障問題

- を議論する。
- 62) 外務省『外交青書 2016 平成 28 年版 (第 59 号)』110、147-149 頁。
 - 63) その三原則とは、①国家は法に基づいて主張をなすべきこと、②主張を通すために力や威圧を用いないこと、③紛争解決には平和的な事態の收拾を徹底すべきことである。同上 148 頁。外務省「安倍総理大臣の第 13 回シャングリラ・ダイアログにおける基調演説 (概要)」2014 年 5 月 30 日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page3_000797.html, accessed 21 October 2023.
 - 64) 外務省『外交青書 2017 平成 29 年版 (第 60 号)』160-164 頁。
 - 65) 外務省「G7 伊勢志摩サミット議長国会見」での質疑応答において。https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/is_s/page4_002096.html, accessed 21 October 2023.
 - 66) 外務省「アジアにおける最近の醸成に関する G7 外相声明」2016 年 9 月 20 日。
 - 67) *The South China Sea Arbitration Award of 12 July 2016*, <https://www.pccases.com/pccadocs/PH-CN%20-%2020160712%20-%20Award.pdf>, accessed 22 December 2023. 本判断により、中国の南シナ海における歴史的権利の主張（9 段線）が否定され、サンゴ礁の埋立活動の違法性が確認された。同日に、王毅外交部長は、仲裁判断を「政治的茶番劇」だと全面的に否定した。「王毅外交部長、南中国海仲裁裁判に関する談話発表『裁判は法律の衣をまとった政治的茶番劇』」『人民網日本語版』2016 年 7 月 13 日、<http://j.people.com.cn/n3/2016/0713/c94474-9085572.html>, 2023 年 12 月 28 日閲覧。中国が国際裁判の判断を否定し履行しないことは、明らかに「法の支配」に反する行為である。
 - 68) 外務省「TICAD VI に当たって・安倍晋三日本国総理大臣基調演説」2016 年 8 月 27 日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af2/page4_002268.html, accessed 23 December 2023.
 - 69) 当該戦略を推進するための他の 2 つの柱として、河野外相は、②経済的繁栄の追及、③海上法執行能力の構築支援などによる平和と安定の確保を挙げている。外務省「第 196 回国会における河野外務大臣の外交演説」2018 年 1 月 22 日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page3_002351.html, accessed 21 October 2023.
 - 70) 外務省『外交青書 2023 年版 (第 66 号)』3、5 および 232-237 頁。
 - 71) 外務省「国家間の法の支配」2023 年 9 月 4 日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/shihai/page22_004119.html, accessed 7 December 2023.
 - 72) 外務省「第 77 回国連総会における岸田総理大臣一般討論演説」2022 年 9 月 20 日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page3_003441.html, accessed 7 December 2023.
 - 73) 外務省「国連安全保障理事会公開討論における林芳正外務大臣ステートメント」2023 年 1 月 2 日、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100451931.pdf>, accessed 8 December 2023.
 - 74) 2023 年 8 月に外務省は、東京（国連大学）で第 1 回「東京国際法セミナー」を開催した。これは、アジア・アフリカ諸国の行政官などに実務者向けの国際法研修を提供し、国際法の知識を高めることにより、「法の支配」による平和の実現を図ろうとするものである。外務省「第 1 回東京国際法セミナーの開催（結果概要）」、2023 年 9 月 7 日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/shihai/page22_004124.html, accessed 6 January 2024.
 - 75) 法務省「国際協力部による法制度整備支援活動～世界に貢献、日本の力」https://www.moj.go.jp/housouken/houso_Ita_Ita.html, accessed 25 December 2023.
 - 76) 法務省「日 ASEAN 特別法務大臣会合共同声明 2023 年 7 月 6 日東京・日本」2 項および 5 項。<https://www.moj.go.jp/content/001400049.pdf>, accessed 11 December 2023.
 - 77) 法務省「G7 司法大臣コミュニケ（東京宣言）」2023 年 7 月 7 日、<https://www.moj.go.jp/content/001400054.pdf>, accessed 23 December 2023.

- 78) 2014年の国連総会決議「ウクライナの領土保全」は、「国連憲章が、諸国間における法の支配の促進に最も重要であることに留意し」(前文1項)、1975年のヘルシンキ最終文書(ヘルシンキ宣言第3原則[国境線の不可侵性]を含む)を想起し(前文3項)、ロシアによる併合を無効とした(本文5項)。表決は賛成100、反対11、棄権58。A/RES/68/262, adopted 27 March 2014. 2023年2月のロシアによるウクライナ軍事侵攻に関する国連総会決議「ウクライナに対する侵略」も、同様に、「国連憲章が、諸国間における法の支配の促進に最も重要であることに留意し」(前文1項)、友好関係原則宣言を想起し(前文6項)、国連憲章2条4項に違反したロシアによるウクライナ侵略を最も強い文言で非難した(本文2項)。表決は賛成141、反対5、棄権35。A/RES/ES-11/1, adopted 2 March 2022.
- 79) 法の支配推進活動において、国連での平和構築や移行期正義の実現も、日本の諸国家の法制度整備支援の実施と同一趣旨である。
- 80) これは、ソビエトなどの社会主義国や植民地から独立したアジア・アフリカ諸国が他国からの干渉を警戒して国際法上の基本原則の一つとして何よりも重視したのが、国家主権概念であったことに通底する。田畑茂二郎『国際法I〔新版〕』(法律学全集55)有斐閣1973年318頁。
- 81) 小和田恆によれば、民主主義政治体制や市場主義経済体制などが「普遍的価値」として代表しているものは、特定の価値体系に根差す価値であり、国際社会全体の「公序」を代表するものとして主張され得るか議論の余地があるという。ただし、基本的な人権は、個々の権利についての評価が異なる社会集団間で争われ得るとしても、国際法秩序においても法の支配の根幹をなすものであるという。小和田「前掲論文」13頁。
- 82) スウェーデンのV-Dem Instituteによる『民主主義報告書2023年版』は、国家の政治体制を、専制主義の①複数政党による選挙がない閉鎖的専制国家33か国(人口比28%)と②複数政党による選挙はあるが、表現の自由、結社の自由、自由で公平な選挙などの民主主義の基本的要素が不十分な選挙専制国家56か国(同44%)、民主主義の③複数政党による自由で公平な選挙が行われ、満足いく程度の参政権、表現の自由、結社の自由がある選挙民主国家58か国(同16%)、④選挙制民主制の要件を満たし、市民の自由権や法の前の平等を保護しつつ行政に対する司法・立法の制約がある自由民主国32か国(同13%)に区分している。このように、専制国家89か国と民主主義国家90か国と均衡しているが、人口では前者が72%、後者が19%である。V-Dem Institute, *Democracy Report 2023: Defiance in the Face of Autocratization*, 19 March 2023, p.11 and 14.
- 83) U.S. Department of State, *Declaration of the Summit for Democracy*, March 29 2023, <https://www.state.gov/declaration-of-the-summit-for-democracy-2023/>, accessed 25 December 2023.
- 84) それを認めることは、ソビエト国際法の制限主権論(ブレジネフ・ドクトリン1968年)や近代国際法の植民地支配・帝国主義(1945年以前)に回帰することになるだろう。
- 85) イスラエル・ハマスの戦闘状況に関して、『法の支配』言及避ける日本』日本経済新聞2023年10月22日3面。